

大仙市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議として、大仙市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の素案の策定
- (2) 交通計画の変更に関する協議
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施及び実施に係る連絡調整
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する協議
- (5) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議
- (6) 福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議
- (7) 生活バス路線の休止及び廃止に関する協議
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な業務

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 東北運輸局秋田運輸支局長が指名する者
- (2) 東北地方整備局湯沢河川国道事務所長が指名する者
- (3) 秋田県観光文化スポーツ部交通政策課長が指名する者
- (4) 秋田県仙北地域振興局建設部長が指名する者
- (5) 大仙警察署長が指名する者
- (6) 羽後交通株式会社が指名する者
- (7) 秋田県ハイヤー協会大曲仙北支部長が指名する者
- (8) 秋田県交通運輸産業労働組合協議会長が指名する者
- (9) 社会福祉法人大仙市社会福祉協議会長が指名する者
- (10) 各地域協議会代表（8地域）
- (11) 大仙市長が指名する者

(役員)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名及び監査委員2名を置く。

- 2 会長、副会長及び監査委員は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員（副会長を含む。）の3分の2以上の賛成をもって、協議が調ったものとする。

4 協議会は、必要があるときは構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(書面による決議)

第6条 協議会は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

(1) 軽微な事業計画の変更、その他必要と認められる措置の変更

(2) 至急の決議が必要となる事項

2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(分科会)

第7条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃、料金等を協議するため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、大仙市企画部地域活動応援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年2月26日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は市長が招集する。

附 則（平成23年3月28日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日決裁）

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

附 則（平成２７年６月１６日決裁）

この要綱は、平成２７年６月１６日から施行する。

附 則（平成２８年６月２４日決裁）

この要綱は、平成２８年６月２４日から施行する。

附 則（令和３年４月１日決裁）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１日決裁）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。